

社会福祉法人大笠会役員等 報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大笠会（以下、「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の職にある者に対し、支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選考委員及び第三者委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 非常勤の役員等とは、非常勤の役員、評議員、評議員選考委員及び第三者委員をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 役員等の勤務形態は、常勤及び非常勤とし、前条第2号から第4号に該当する常勤の理事及び非常勤の役員等に対しては、勤務形態に応じて報酬を支給する。

2 報酬の額は、別表1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給日は、次のとおりとする。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は国民の祝日でない日を支払日とする。

- (1) 日額支給の報酬は、当日に支給する。
- (2) 月額支給の報酬は、在職する月分を毎月22日に支給する。ただし、理事長において特別な事情があると認めるときは、支給日を変更することができる。
- (3) 役員等が同日に理事会、評議員会、監事監査、評議員選考委員会及び第三者委員会等に参加したときは、報酬は重複して支給しない。

(報酬の支給制限)

第5条 法人の常勤職員及び市の一般職員が役員等を兼ねる場合は、第3条に規定する報酬は支給しない。

2 (費用弁償の額)

第6条 役員等が公務のために出張したときは、その出張について費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償に関しては、社会福祉法人大笠会旅費規程（昭和50年4月1日制定。以下「旅費規程」という。）を準用する。

3 役員等が理事会、評議員会、監事監査、評議員選考委員会及び第三者委員会等に出席したとき又は招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として旅費規程に規定する車賃を支給する。

(費用弁償の支給方法)

第7条 費用弁償は、居住地を起点として計算する。ただし、職務上の滞在地から旅行する場合は、その地を起点として計算する。

2 役員等が同日に理事会、評議員会、監事監査、評議員選考委員会及び第三者委員会等に出席したときは、費用弁償は重複して支給しない。

3 役員等が出張した場合の宿泊料の額は、別表2の定額による。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(社会福祉法人大笠会役員旅費規程の廃止)

2 社会福祉法人大笠会役員旅費規程（平成元年4月1日制定）は廃止する。

附 則（平成23年5月26日一部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成28年1月22日一部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月17日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月16日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月16日から施行する。
- 2 この規程による改正後の社会福祉法人大笠会役員等報酬及び費用弁償に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月28日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第3条第2項関係)

非常勤役員等報酬

区 分		単 位	報 酬 額
法人経営会議 理事長業務等	理 事 長	月額	50,000円
理 事 会	理 事	日額	6,000円
	監 事	日額	6,000円
評 議 員 会	評 議 員	日額	6,000円
監 査	監 事	日額	10,000円
評議員選考委員会	評議員選考委員	日額	6,000円
第三者委員会	第三者委員	日額	6,000円
そ の 他	役 員 等	日額	6,000円

別表 2 (第7条第3項関係)

役員等宿泊料

区 分	宿 泊 料 (1夜につき)	
	甲地方	乙地方
理 事 長	13,100円	11,800円
その他役員等	10,900円	9,800円

備 考

宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の表の備考に規定する甲地方の地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。